

# 市民活動災害補償制度のご案内

## ＝令和8年度団体登録申請＝

### ☆市民活動災害補償制度とは

市では、地域の自治会・町会などの地縁団体やNPOなど各種市民団体の活動中に、指導者や参加する市民の方が万一の事故で負傷を負ったときや熱中症になった場合、または賠償責任を負った場合に救済する「市民活動災害補償制度」を設けています。

### ☆対象となる団体

守口市内に活動拠点があり、無報酬で継続的・計画的または臨時的公共性のある活動が行われている5人以上の市民等で構成された団体。  
※ただし、政治、宗教活動若しくは営利を目的とする団体または未成年者のみで構成された団体は除きます。

### ☆対象となる活動

- 自治会などの地域社会活動
- 子ども会などの青少年健全育成活動
- 高齢者・障害者支援などの社会福祉・奉仕活動
- スポーツや文化活動などの社会教育活動
- 市が主催、共催する事業

### \* 注意点

左記の活動でも、『自助活動』にあたる場合や宿泊を伴うものなど、活動の内容によっては対象とならないことがありますので、お問い合わせください。

### ☆補償期間

令和8年5月1日午後4時 から 令和9年5月1日午後4時 まで

### ☆申請について

『**守口市市民活動災害補償制度団体登録申請書**』により申請してください。

**申請は随時受け付けております。**

**なお、継続の場合であっても、毎年申請手続きが必要となります。**

#### 【申込・問合せ先】

守口市京阪本通2丁目5番5号 TEL: 06-6992-1520  
守口市市民生活部コミュニティ推進課 FAX: 06-6998-3603

オンラインでも申請できます

